情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ長 中村 秀昭

独立性の高い社外取締役の確保に係る上場有価証券の発行者の会社情報の 適時開示等に関する規則の一部改正に伴う独立役員の確保に係る実務上の 留意事項等の見直しについて

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、一般株主保護の観点から「独立役員制度」を設け、上場会社に対して、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を1名以上確保することを求めていますが、今般これをさらに強化するため、その中に独立性の高い社外取締役を1名以上確保するよう努めることを求めることといたしました1(平成26年2月10日施行)。

今般の規則改正に合わせて、会社情報適時開示ガイドブックにおいて一般株主と利益相反が 生じるおそれがあると判断する場合の要件の呼称を「事前相談要件」から「独立性基準」に変 更します。なお、独立性基準(従来の「事前相談要件」)に該当する場合には独立性を認めな い運用について変更はなく、従来からの運用を明確化するために「独立役員の確保に係る実務 上の留意事項」を修正します。(別紙参照)

上場会社各社におかれましては、本通知の内容を十分にご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

#### 【別紙資料】

○ 別添

独立役員の確保に係る実務上の留意事項(平成26年2月版) ※ 会社情報適時開示ガイドブックの次の箇所の見直しを行うものです。 ○第7章 企業行動規範の概要 【独立役員の確保に係る実務上の留意事項について】 (第7章-29~46頁)

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ (上場監理担当) 電話:052-262-3174 電子メール: syoken@nse.or.jp

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 平成26年2月5日付け名証自規第52号「独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しに係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について」参照

# 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

(平成26年2月版)

※ 平成26年2月の改訂によって変更となった箇所については、<mark>網掛け青字</mark> としています。

# 1. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

### (1) 制度の趣旨・独立役員とは

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保しなければならない旨を、 適時開示等規則の企業行動規範(第4章第1節)のうち実効性確保手段の対象となる「遵守す べき事項」として規定しています。

(\*)独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、平成21年6月公表の経済産業省企業統治研究会報告書において、一般株主との利益相反問題の回避について、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した者の存在が前提となる旨の提言がなされました。また、実際にも、こうした者を確保することについては以前より内外の投資者を中心として、強い要望が寄せられていました。名証では、こういった状況を踏まえ、平成22年2月に適時開示等規則の一部改正を行い、独立役員の1名以上の確保を義務化いたしました。

なお、この独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その権限と責任、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で定められるものである 点が変わるものではありません。

#### (2) 独立役員の確保に係る企業行動規範上の遵守事項

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)又は社外監査役(同条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)をいう。以下同じ。)を1名以上確保することが義務づけられています。

【適時開示等規則第31条の2】

上場内国会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならな

い。

### 【適時開示等規則第42条の4】

上場内国会社は、独立役員に関して記載した名証所定の「独立役員届出書」を名証に提出することが義務付けられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を名証に提出することが義務付けられています。

【適時開示等規則の取扱い16】

上場会社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保することが

義務付けられています。加えて、上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとされています。

また、独立役員の確保に係る企業行動規範の遵守状況を確認するため、名証への「独立役員 届出書」の提出を求めており、提出された「独立役員届出書」は、企業行動規範への遵守状況 の確認手続きの透明性を確保する観点から公衆縦覧に供することとしています。

なお、企業行動規範上の義務は、1名以上の独立役員の確保ですので、要件に合致する社外 役員が複数名存在する場合であっても、その全員を独立役員として届け出なければならないも のではありません。また、独立役員を指定する場合の決定方法は、会社の任意で定めることが できますが、独立役員の指定にあたっては、書面その他の方法により独立役員となることに関 する本人の同意を得たうえで、「独立役員届出書」に記載された内容の確認等を行ってくださ い。

1名以上の独立役員の確保及びその適切な届出が行われない場合は、企業行動規範に違反したものとして、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特設注意市場銘柄への指定など所定の措置を講ずることがあります。実効性確保手段の適用の要否は、独立役員が不在となった事情や、今後の方針等を総合的に勘案し、ケースバイケースの判断を行うことになります。例えば、独立役員が急病等のやむを得ない事情により不在となった場合には、基本的には、一時的に独立役員が不在となることをもって直ちに公表措置等を行うという判断にはならないと考えられます。

# (3) 独立性に関する判断について

### ① 概要

「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」であるか否かは上場会社において実質的に判断する必要がありますが、例えば、独立役員として届け出ようとする者が、経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立役員の要件である「一般株主と利益相反の生じるおそれがない者」には該当しない可能性が高いと考えられます。

以下②のとおり、類型的に一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合を掲げていますが(当該事由を「<mark>独立性基準</mark>」といいます。以下同じ。)、<mark>独立性基準</mark>に該当しない場合であっても、上場会社における実質的な判断の結果「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合には、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。

# ② 独立性基準について

独立役員として届け出ようとする者が以下 a から e に掲げる 独立性基準に抵触する場合には、独立役員として届け出ることができません。また、既に独立役員に指定している者が、事後的に該当した場合においても、直ちに名証に独立役員届出書を再提出してください。

※ 独立性基準への該当の有無に係る判断は、上場会社単体で考えることで差し支えありません。ただし、該当しない場合であっても、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合は、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。例えば、上場会社が持株会社形態であるような場合において、社外取締役・社外監査役が重要な事業子会社の「主要な取引先」の業務執行者であるような場合においては、その者を独立役員として届け出ようとする場合、独立性基準に抵触せず、開示加重要件(有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5) a に列挙されている事由をいいます。以下同じ。)にも該当しないことが想定されますが、その者が一般株主と利益相反の生じるおそれがない者に該当するのかは、別個の検討が必要と考えられます。

#### a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

- ※ 「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号) 第8条第3項に規定する親会社をいいます。
- ※ 「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。
- ※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行 取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。

「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります(これは、会社 法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です。)。なお、その者の経歴如何によっては、開示加重要件における「業務執行者であった者」には該当する可能 性があるので留意が必要です。

# b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくは その業務執行者

※ 「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる 「当該株式会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)」に準じて上場会社が判断す るものとします。

「主要な取引先」とは、当該会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が当該会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンクなどが考えられます。

なお、メインバンクに該当する銀行であれば必ず「主要な取引先」に該当するというわけではなく、メインバンクであっても、借入れ等の取引自体が僅少である場合など、「主要な取引先」に該当しないケースはあり得るものと考えられます。

- ※ 「当該会社を主要な取引先とする者」の判断にあたっては、独立役員として届出が行われる者の兼務先(業務執行者としての兼務先)である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。「当該会社を主要な取引先とする者」の典型的な例としては、当該会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。
- ※ 役員選任議案に係る株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように(例えば、株主総会参考書類では「主要な取引先」として取り扱われているにもかかわらず、独立役員届出書では「主要な取引先」とされていないということの無いように)、留意が必要です。
- c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- ※ 「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ロ 又は同第76条第4項第6号ロの「多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査 役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)」に準じて上場会社が判断するもの とします。
- ※ 本項に該当し得る場合としては、顧問弁護士等が考えられますが、顧問弁護士であれば必ず「多額 の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。
- ※ 金融商品取引法に基づく会計監査による監査報酬が「多額の金銭その他の財産」にあたるかどうか

の判断にあたっては、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」において、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関して脅威が生ずる可能性があるとされている(当該適用指針第220項以下)ことを踏まえ、当該適用指針への該当状況等を参考にすることが考えられます。

### d 最近においてaから前cまでに該当していた者

- ※ 「最近において a から前 c までに該当していた」場合とは、実質的に現在、 a から前 c までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、 a から前 c までのいずれかに該当していた場合等が含まれます。
- e 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
  - (a) aから前dまでに掲げる者
  - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)を含む。)
  - (c) 最近において前(b)に該当していた者
- ※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ハ等に準じて上場会社が判断するものとします。具体的に「重要」な者として想定されるのは、a 又はb の業務執行者等については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、c の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含みます。)を想定しています。
- ※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

# ③ 開示加重要件について

開示加重要件に該当する場合には、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を独立役員届出書やコーポレート・ガバナンス報告書において記載することが必要となります。

開示加重要件の詳細は、以下のとおりですが、大要、①過去に独立性基準に該当していた場合又は②上場会社の主要株主である場合に開示加重要件に該当することとなります。

- a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等
- b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しく はその業務執行者等
- c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)
- d 当該会社の主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。)
- e 次の(a)又は(d)に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
  - (a) a から前 d までに掲げる者
  - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。)
- ※ 業務執行者等とは業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいいます。ここでいう「過去」と

は、過去10年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。

- ※ 過去の該当状況については、当該報告書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。この場合、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去所属していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。
- ※ a から c 及び e について、業務執行者又は最近において業務執行者であった者 (e についてはその 近親者) は独立性の基準に抵触するため、独立役員として指定できません。
- ※ 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「当該会社を主要な取引先とする者」 「多額の金銭その他の財産」「重要でない」「近親者」などの解釈については、「② <u>独立性基準</u> について」を参照してください。

# (4) 事前相談について

上場会社は、独立役員として届け出ようとする者が、<u>前(3)②に掲げる事由のいずれかに<mark>該当</mark>するおそれがある場合等には、事前相談を行っていただくことも可能です。</u>

事前相談は、原則として、提出予定の「独立役員届出書」の案をあらかじめ用意してください。また、ご相談いただいた内容については、その結果、独立役員として指定することにつき 再考をお願いすることも考えられますので、十分な時間的余裕をもって事前相談を行ってください。

※ 「独立役員届出書」の内容に変更が生じる日の2週間前までに、変更内容を反映した 「独立役員届出書」を当取引所に提出することとなっています(適時開示等規則の取扱い 16参照)ので、事前相談は早めに行うよう留意してください。

#### (5) 属性情報の記載

上場会社は、独立役員として指定する者が次の a ~ c に該当する場合は、独立役員届出書において、該当状況及びそれぞれの概要を記載することとします。

- a 上場会社の取引先又はその出身者
- b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

【有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)b】

これは、独立役員の属性情報として、事実関係の記載を求めるものです。独立性基準と異なり、このa~cに該当する社外役員であっても、それだけで直ちに独立性が否定されることにはなりませんし、事前相談は不要です。また、開示加重要件と異なり、「それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の記載を必須とするものではありません。

なお、独立役員届出書だけでなく、コーポレート・ガバナンスに関する報告書においても、 属性情報の記載が必要となります(詳細は、「第9章 3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」をご参照ください)。

[属性情報の確認の範囲について (a~cに共通)]

・ 「取引」、「相互就任」、「寄付」の関係の記載については、それが独立役員届出書の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載を求めるものです。 記載にあたっては、合理的に可能な範囲での確認を行っていただければ足りることとします。例えば、「出身者」にあたるかどうかを判断するための確認の内容としては、通常は、有価証券報告書の 「役員の状況」の略歴に記載する程度の所属先を確認すればよいと考えられます。

- ・ 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が記載の対象となります。ここで「現在」とは、直近事業年度の開始日から当事業年度の独立役員届出書を提出するまでの期間をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りることとします。ただし、これより前の期間についても含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 上場会社単体における関係が記載の対象であり、上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りることとします。取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付を行っている先についても、単体で判断することで足りることとします。ただし、連結ベースでの関係も含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 「出身者」とは、現在を含む直近 10 年間 (当該社外役員候補者が、株主総会で社外役員に就任されるときを起算点とします。) において業務執行者であった場合をいい、独立役員候補者が直近 10 年間において所属していた先について確認を行えば足りることとします。ただし、直近 10 年間よりも過去の職歴も含めて記載することを妨げるものではありません。

#### [属性情報の記載内容について (a~cに共通)]

- ・ 属性情報の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと 上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を 記載することができます。
  - ※ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。 概要に代えて記載する理由としては、例えば、①取引の概要については、一般消費者としての通常の取引であるといった理由、②相互就任の概要については合併等によって意図せず社外役員が相互就任する形となっているといった理由、③寄付の概要については寄付金額が僅少であるといった理由が考えられます(これらに限定されるものではありません。)。これらの場合でも、属性情報に係る関係が存在するということ自体は記載(チェック欄を使用)する必要があります。
- 上場会社が、取引又は寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないもの と判断する軽微基準(例えば、取引高が「●●万円未満」など)を定め、当該軽微基準の概要を記 載している場合には、軽微基準の範囲内である場合については、その存在自体の記載を省略するこ とも考えられます。

なお、このような「軽微基準」は、「独立性に与える影響が「ない」と判断されるかどうか」を示す基準である必要があり、「独立性に与える影響が「少ない」かどうか」という程度問題ではないと考えられます。そのため、例えば、「取引」についても「主要な取引先」における該当性の判断の水準とは異なる点にご留意ください。

#### a 上場会社の取引先又はその出身者

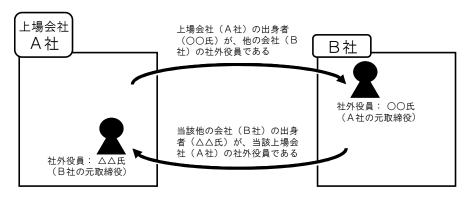
- ・ 既存の「主要な取引先」の基準には該当しない取引先も含む、全ての取引先が記載の対象となります
- ・ 非常勤の顧問に対する報酬の支払いや、アドバイザリーボードの委員に対する謝礼の支払い、監 査法人に対する監査報酬の支払いなども「取引」に該当する点にご留意ください。

#### [取引の概要の記載内容について]

- ・ 取引先と上場会社の間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- 取引関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

### b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

・ 「社外役員の相互就任」とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であって、 当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます(下図参照)。



[相互就任の概要の記載内容について]

・ 社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例 えば、相互就任の関係にある会社名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就 任の関係にある会社との関係、それぞれの前任者も同一企業の出身者であればその旨等を記載する ことが考えられます。

## c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

・ 寄付金額の多寡に関わらず、記載の対象となります。

[寄付の概要の記載内容について]

- ・ 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 寄付金関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

#### (6) 社外役員に関する記載

上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員届出書において独立役員と同様に、独立性基準及び開示加重要件への該当状況や属性情報に関する記載を行うことが必要となります。

独立役員に指定する社外役員だけでなく、独立役員に指定しない社外役員の情報も含めた、全ての社外役員の情報の記載が必要です。全ての社外役員の氏名を明記したうえで、そのうち、独立役員に指定する社外役員には、その旨の印を付してください。具体的には、独立性基準及び開示加重要件、属性情報の該当の有無のチェックと、該当状況についての説明が必要となりますが、開示加重要件に該当する場合の「それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の記載は不要です。

独立役員届出書における具体的な記載方法については、「2.独立役員届出書の提出に係る留意事項について」をご参照ください。

自社の社外役員のうち、独立役員として指定しうる社外役員の全員を独立役員として指定している旨を、独立役員届出書において明記した場合には、独立役員に指定されていない社外役員についての独立性基準及び開示加重要件への該当状況及び属性情報の記載を、省略することができます。

独立役員届出書の様式において、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」とい

うチェックボックスを設けています。このチェックボックスをチェックした場合には、独立役員として指定されていない社外役員については、上場会社が、独立役員の資格を充たす者ではないと判断したことが明らかになるため、当該社外役員について、「独立性基準及び開示加重要件への該当状況」及び「属性情報」に関する記載は行わなくてよいこととします。

例えば、社外役員が5名選任されている上場会社において、そのうち3名が独立役員の資格を充たしており、残りの2名は独立役員の資格を充たしていないときに、同社が、独立役員として指定しうる3名全員を独立役員として指定していて、かつ、そのことを独立役員届出書のチェックボックスにおいて明示した場合には、それ以外の2名の社外役員については、独立性基準及び開示加重要件への該当状況や、属性情報の記載を行う必要はありません。

## (7) 独立役員届出書の更新

独立役員届出書の更新を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

#### 〔株主総会前における提出〕

○株主総会において独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や、属性情報(「取引」、「相互就任」、「寄付」の該当状況及びその概要)の記載内容に変更がある場合(※1)には、その2週間前までに独立役員届出書を提出してください。実務上、株主総会の招集通知を株主に発送するタイミングに併せて届け出ていただくことを想定しています。

### 〔期中における提出〕

- ○期中において、独立役員届出書の内容に変更がある場合(※2・※3)には、原則として変更が生ずる日の2週間前までに独立役員届出書を提出してください。(※4)
- ※1 「再任」の場合でも、定時株主総会の前のタイミングにおいて、取引関係等の記載の更新の要否 を確認し、記載内容に変更がある場合には、変更後の独立役員届出書を提出してください。
- ※2 期中において独立役員届出書の再提出が必要となるのは、以下の場合です(これらに該当しない場合でも、上場会社が任意で記載内容の見直しを行うことは可能です)。この場合には、以下に掲げる再提出に係る者についてのみ記載内容の更新を行えばよく、それ以外の者に関しては、記載内容の更新を行う必要はありません。
  - ・独立役員を新たに指定する場合
  - ・独立役員を指定解除する場合(社外役員の辞任による場合のみならず、社外役員としての地位に変動はなく独立役員の指定のみを解除する場合も含みます。)
  - ・独立役員が開示加重要件に該当することとなった場合(届出済みの独立役員が、<mark>独立性基準</mark>に 該当することとなった場合には、直ちに名証にその旨をご連絡ください。)
- ※3 以下の場合は、その時点において独立役員届出書を再提出することは不要であり、その後の株主 総会において社外役員の選任議案(再任を含む。)が付議されることに伴い独立役員届出書を提出 する際に、変更内容を反映してください。
  - ・属性情報(取引、社外役員の相互就任、寄付)の有無について変更がある場合(例えば、当初 提出した独立役員届出書においては、取引関係はないとしていたが、期中において取引関係 (「主要な取引先」には該当しない程度のもの)が生じた場合や、取引関係(「主要な取引先」に は該当しない程度のもの)がある先の業務執行者に就任した場合など)
  - ・属性情報(取引、社外役員の相互就任、寄付)の概要について変更がある場合(例えば、当初 提出した独立役員届出書において記載していた取引の金額等が、期中において変動した場合など)
  - ・独立役員に指定していない社外役員が独立性基準や開示加重要件に該当することとなった場合

※4 現在、旧様式による独立役員届出書を提出している上場会社が、期中において独立役員の辞任等による指定解除を行う場合は、引き続き旧様式による提出で足りることとしています。具体的な提出方法については、「2. (2)②旧様式の独立役員届出書を提出する場合の対応」を参照してください。

なお、期中において、独立役員を追加的に指定する場合や、既に届出済みの独立役員が独立性基準や開示加重要件に該当した場合には、現在の様式による独立役員届出書を提出してください。

# 2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について

# (1) 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項

独立役員届出書のフォーマットは、以下のとおりです。

独	寸	彸	昌	届	ж	聿
71.12	~	TX.	晃	/Ш	ш	

<u>1. 基本情報</u>						
会社名					コーエ	
提出日			異動(予定)日			
独立役員届出書の 提出理由						
□ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)						

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	号 氏名	社外取締役/ 独立 社外監査役 役員			独立性の基準	及び	開示加	重要	件への	該当	状況	(※2	. 3)	)		性情 (※4)		異動内容	本人の
ш.у				役員		a1	a2	b1	b2	С	d	e1	e2	該当なし	а	b	О	XXVI 1.0	同意
1				本人							/	/							
				近親者							_	_							
2				本人															
				近親者															
3				本人															
١ ،				近親者															
4				本人							/	/							
4				近親者															
5				本人							/								
				近親者															

3. 独立役員の属性・指定理由等の説明

番号	該当状況についての説明(※5)	独立役員の指定理由等(※6)
1		
2		
3		
4		
5		

	4.	補足説明
--	----	------

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
  ※2 独立性の基準及び開示加重要件への該当状況についてのチェック項目
  a1. 上場会社の親会社の業務執行者
  b2. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  b2. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
  b2. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
  c2. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
  d4. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  e1. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  e2. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)以上のa1~e2の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
  ※3 各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
  ※4 属性情報についてのチェック項目(本人のみ)
  a. 上場会社の取引先の業務執行者
  b. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
  c. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者
  以上のa~cの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
  ※5 独立性の基準及び開示加重要件のa1~e2のいずれかに該当している場合には、その旨を具体的に記載してください。 属性情報のa~cのいずれかに該当している場合には、その概要について記載してください。
  ※6 独立役員の指定理由(a1~e2に該当している場合には、その概要について記載してください。

# 1. 基本情報

項目	記載上の注意
(1)会社名	・会社名を記入してください。
(2)コード	・4桁の会社コードを半角数字で記入してください。
(3)提出日	・独立役員届出書を提出する日付を半角数字で「yyyy/mm/dd」の方式で記
	入してください。例えば、平成24年5月20日に提出を行う場合には、
	「2012/5/20」と記入してください。
(4)異動(予定)日	・独立役員に異動が生じる日を「yyyy/mm/dd」の方式で記入してくださ
	い。例えば、平成24年6月20日の株主総会において新たに選任される
	社外役員を独立役員として指定する場合には、「2012/6/20」と記入してく
	ださい。
(5)独立役員届出書の	・独立役員届出書を提出する理由を記載してください。
提出理由	・記載対象は、異動(予定)日の時点における最新の全社外役員であり、
	(7)以降の項目においては、退任した社外役員の氏名等の記載は行いませ
	ん。社外役員の退任を理由に独立役員届出書を提出する場合には、退任者
	の氏名は本欄に記載してください。
	(Arth)
	(例)
	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。
	・独立役員である○○○氏が、期中(●●年●月●日付)で社外取
	締役(社外監査役)を退任したことにともない、新たに□□□氏 を独立役員として指定するため。
	・独立役員として指定するため。 ・独立役員である△△氏が新たに <u>独立性基準</u> に該当することとなっ
	・独立仅負じめる公公八が利たに、独立任基準に該当りることとなったため。
(6)「独立役員の資格	・独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している場合には、
を充たす者を全て独立	チェックを付してください。チェックを付した場合には、独立役員に指定
役員に指定している」	していない社外役員について、(10)、(11)、(14)の記載は不要となりま
チェックボックス	す。
	'。  ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」場合
	においても、(7)氏名、(8)社外取締役/社外監査役の別及び(12)異動内容
	(異動がある場合)については、全員分、記載が必要です。
	2 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17

# 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

項目	記載上の注意
(7)氏名	・全社外役員の氏名を記入してください。
	・記載対象は、異動(予定)日の時点における最新の全社外役員です。異動
	(予定) 日において退任する予定の社外役員については、記載しないでく
	ださい。
	・「3.独立役員の属性・指定理由等の説明」欄においては、本欄に記載し
	た社外役員の氏名と同じ並び順で記載してください。
	・社外役員が5名以上いる場合には、必要に応じて Excel ファイル上で非表
	示となっている行を表示することにより、全社外役員の氏名を記載してく
	ださい。
(8)社外取締役/社外	・ドロップダウンリストから、「社外取締役」又は「社外監査役」のいずれ
監査役(ドロップダウ	かを選択してください。

項目	記載上の注意
ンリスト)	
(9)独立役員(ドロップダウンリスト)	<ul><li>・当該社外役員を独立役員として指定している場合には、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。</li><li>・当該社外役員を独立役員として指定していない場合には、空欄としてください。</li></ul>
(10)独立性の基準及び 開示加重要件への該当 状況(ドロップダウン リスト)	・当該社外役員が、フォーマット下部の「※2」に掲げる a1~e2 に掲げる 事由に該当している場合には、本欄の該当する項目にチェックをしてください。なお、「※2」に記載している文言は、有価証券上場規程に関する取扱い要領に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 ・これらの規定の解釈等については、「1. (3) 独立性に関する判断基準について ③開示加重要件について」等を参照してください。 ・選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が該当する場合には上段の、社外役員の「近親者」が該当する場合には下段のドロップダウンリストを使用してください。 ・各項目のドロップダウンリストにしたがって、「現在・最近」において該当している場合には「▲」を選択してください。ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務していた場合」はこれにあたりません。 ・当該社外役員が、a1~e2 のいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。・なお、「独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。
(11)属性情報(ドロップダウンリスト)	・当該社外役員が、フォーマット下部の「※4」に掲げる a~c に掲げる事由に該当している場合には、その該当する項目にチェックをしてください。なお、「※4」に記載している文言は、有価証券上場規程に関する取扱い要領に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 ・a~c の解釈等については、「1. (5) 属性情報の記載」をご参照ください。 ・本欄については、社外役員の「近親者」が該当する場合は記載の対象となりません。 ・各項目のドロップダウンリストにしたがって、「現在・最近」において該当している場合には「▲」を選択してください。ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の取引先に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の取引先に現在勤務している場合」や「過去の取引先に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。 ・当該社外役員が、a~c のいずれにも該当していない場合は、各項目は空欄のままとしてください。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。

項目	記載上の注意
	・株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微
	基準を定めている場合において、当該軽微基準に該当する場合には、属性
	情報の当該項目に係るチェック欄へのチェックが不要となります。
	・主要な取引先の業務執行者など、開示加重要件に該当し、かつ、属性情報
	の記載が必要になる場合には、開示加重要件と属性情報の双方のチェック
	欄へのチェックが必要になります。
(12)異動内容(ドロッ	・当該社外役員が、異動(予定)日における異動の対象である場合には、本
プダウンリスト)	欄において該当項目を選択してください。
	・社外役員の任期中である場合や、再任の場合など、社外役員・独立役員の
	地位に変動がない場合には、本欄は空欄としてください。
	・異動(予定)日において新たに社外役員に就任する場合には、当該者を独
	立役員に指定するか否かに関わらず、「新任」を選択してください。
	・既に社外役員となっている者を、追加的に独立役員に指定する場合には、
	「指定」を選択してください。
	・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独
	立役員の指定のみを解除する場合には、「指定解除」を選択してくださ
	\\`\o
	・個別の社外役員についての記載内容について、記載内容の訂正や、チェッ
	ク欄の更新等がある場合には、「訂正・変更」を選択してください。
	・記載対象は、異動(予定)日の時点における最新の全社外役員ですので、
	異動(予定)日において退任する社外役員についての記載は不要です。
(13)本人の同意(ド	・独立役員として届け出られる社外役員が、適時開示等規則に基づいて独立
ロップダウンリスト)	役員として届け出られることに同意していること及び独立役員届出書の内
	容について確認を行っていることを確認するために、ドロップダウンリス
	トから、「有」を選択してください。
	・独立役員に指定していない社外役員については、本欄の記載は不要です。
	・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独
	立役員の指定のみを解除する場合(「指定解除」の場合)も、本欄の記載
	は不要です。

# 3. 独立役員の属性・指定理由等の説明

項目	記載上の注意
(14)該当状況について	[ <u>独立性基準</u> 及び開示加重要件への該当状況の説明]
の説明	・当該社外役員がフォーマット下部の「※2」に掲げる a1~e2 に掲げる事由のいずれかに該当している場合は、その内容を簡潔に説明してくださ
	い。 (例) ・社外取締役の□□□□氏は、過去(●年前)に、当社の主要な取引先である●●株式会社の業務執行者として勤務していた。 ・社外監査役の▽▽▽▽氏は、当社の主要株主である株式会社△△○の代表取締役社長である。
	<ul><li>         [属性情報の該当状況の説明]         ・当該社外役員が属性情報の a~c のいずれかに該当している場合は、その概要を記載してください。記載内容については、「1. (5) 属性情報の記載」の説明を参照してください。</li></ul>

(例)

- ・社外取締役の□□□□氏は、当社製品の販売先である株式会社△ △△の出身です。株式会社△△△と当社との間には、年間○○○ 百万円(平成○○年○○月期実績)の取引が存在しています。
- ・社外監査役の〇〇〇氏は、□□大学の経済学部教授ですが、当社 は、同大学工学部〇〇学科に、研究支援目的で〇〇〇百万円(平 成〇〇年〇〇月期実績)の寄付を行っています。
- ・「(7)氏名」欄に記載した社外役員の氏名と同じ順番で記載してください。
- ・本項目は、独立役員のみならず、社外役員についても記載は必須です。ただし、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」の チェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については記載不要です。
- ・概要に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載する場合 にも、本欄を使用してください。

# (15)独立役員の指定理 由等

#### [独立役員に指定する場合]

- ・当該社外役員を独立役員として指定する理由(独立役員として指定しようとする者について、上場会社として「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」と判断した根拠)を記載してください。コーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載が求められる「独立役員の確保の状況」について記載する内容と同様の内容とすることが考えられます。
- ・開示加重要件に該当しない場合についても、「一般株主との利益相反が生 ずるような利害関係を一切有していない」ことを事実に基づいて説明する など、独立役員の指定理由の記載が必要です。
- ・独立役員として指定する者がフォーマット下部の「※2」の a1~e2 のいずれかに該当している場合は、当該事由に該当していてもなお一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を記載してください。
  - ※ かかる理由の記載にあたっては、当該者の独立性が確保されている ことが客観的に説明できる根拠を記載する必要があります。

例えば、「専門的知識を有する」といった当該者の資質に関する説明 や、「大所高所からの適切な助言をしている」といった当該者の行動に 関する説明では、当該者を社外役員として選任している理由にはなり えますが、当該者の客観的な独立性が確保されていることの説明には ならないと考えられます。

また、過去に親会社の業務執行者であった者等に関しては、退職後も出身元の影響を受け続けるということはあり得るため、一定の年数が経過しているという事実だけでは、客観的な独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。

#### [独立役員に指定しない場合]

・独立役員に指定していない社外役員については、記載を必須とするものではありませんが、当該社外役員の選任理由として、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載する「当該社外取締役(社外監査役)を選任している理由」と同様の内容を記載することが考えられます。また、当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、その効用を記載することも考えられます。

#### 4. 補足説明

項目	記載上の注意
(16)補足説明	・上場会社が取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす
	おそれがないものと判断する軽微基準を定めた場合には、本欄において当
	該基準を記載してください。
	・独立役員が確保されていない場合には、独立役員の確保に向けた今後の対
	応方針を記載してください。
	・その他、独立役員届出書に記載した内容について補足すべき内容がある場
	合には、本欄を使用してください。

※ 独立役員届出書の作成においては、「<u>独立性基準</u>及び開示加重要件への該当状況」の項目と「属性情報」の項目の両方に該当する場合には、それぞれについてチェックをすることが必要です。

#### (2) 独立役員届出書の作成・提出及び公衆縦覧

### ①独立役員届出書の作成・提出

#### 1)独立役員届出書のダウンロード

上場会社通信にログインし、順に、「提出書類様式・提出」、提出書類一覧の「その他」をクリックします。フォーマット一覧を表示する画面に遷移しますので、項番 52「独立役員届出書」の項目から Excel ファイルをダウンロードし、保存してください。

#### 2) Excel ファイルへの入力

ダウンロードした独立役員届出書のフォーマットを用い、「(1) 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項」を参考に、必要事項を記載してください。

- ※1 フォーマット内の「2.独立役員・社外役員の独立性に関する事項」及び「3.独立役員の属性・指定理由等の説明」において必要な行の数は、各上場会社の社外役員の人数によって異なります。各社の必要に応じて、Excel ファイル上、非表示となっている行を表示させることなどによって調整してください。なお、調整の結果、1ページに収まらない場合は、2ページ以上とすることも可能です。
- ※2 独立役員届出書は、最終的に PDF ファイルとして提出することとなりますので、入力した文字が、PDF ファイル化した際にも表示されるように、Excel ファイルの「行の高さ」などを適宜、調整してください。

# 3) ファイル名の設定

独立役員届出書フォーマットの Excel ファイルのファイル名が、PDF ファイルに変換された際に右上にヘッダーとして表示されるように設定されております。ファイル名は、「会社名\_独立役員届出書.xlsx」としてください。

# 4) Excel ファイルの PDF ファイルへの変換

必要事項を記載した独立役員届出書の Excel ファイルを、お手持ちの変換ソフトで PDF ファイル に変換してください。 PDF ファイルに変換する際に、独立役員届出書が複数のページにわたること となっても差し支えありません。各上場会社において、独立役員届出書の見易さやバランスを考慮して、適宜、調整してください。

#### 5)独立役員届出書の提出

独立役員届出書の PDF ファイルは、「TDnet オンライン登録サイト」において「縦覧書類」の「その他の縦覧書類」から PDF ファイルを登録してください。ご登録の際の表題、公開項目、開示指定 日時については、以下のとおりとしてください。

【 表 題 】独立役員届出書【公 開 項 目】独立役員届出書【開示指定日時】平日の17時00分

- ※1 システム処理の関係上、夜間、休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となることがあります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください。(定款や株主総会招集通知など、現在 TDnet で提出いただいている他の書類とは異なりますので、ご留意ください)。
- ※2 開示指定日時は当日の 17 時 00 分のみご指定いただけます (17 時 00 分の指定が難しい場合には、名証担当者にご相談ください)。翌日以降の 17 時 00 分を指定して登録することはできませんのでご了承ください。
- ※3 書類を登録いただいた後、名証の担当者が内容の確認を行い、ご連絡させていただくことがあります。そのため、実際の提出時刻が指定時刻(17 時 00 分)より前後する場合がありますのでご了承ください。
- ※4 TDnet に登録されたファイルについては、当取引所の担当者の提出完了のための処理の後、翌営業日に名証ホームページに掲載されます。

# ②旧様式の独立役員届出書を提出する場合の対応

旧様式の独立役員届出書を提出する場合も、TDnet から PDF ファイルを提出してください。上場会社 通信による Excel ファイルの提出は行わないでください。

旧様式の独立役員届出書を提出する場合には、上場会社における独立役員の確保状況がわかるようにするため、以下に掲げる独立役員届出書をそれぞれ PDF ファイルに変換した後に、1つの PDF ファイルに結合(その際の順番は、旧様式における「独立役員通番」にしたがってください)した上で提出してください。

- ・異動対象となる独立役員(「指定」や「指定解除」に該当する者)に係る独立役員届出書
- ・現に独立役員に指定されている、異動対象ではない独立役員(任期中の者や、再任した者)に係る独立役員届出書

1つの PDF ファイルに結合された旧様式の独立役員届出書は一体のものとして公開されますので、結合して提出した独立役員届出書のいずれかの内容を訂正する場合には、訂正を要しない独立役員届出書も含め、改めて1つの PDF ファイルに結合した上で提出してください。ご登録の際の表題、公開項目、開示指定日時については、以下のとおりとしてください。

【 表 題 】 独立役員届出書(旧様式)

【公 開 項 目】 独立役員届出書 【開示指定日時】 平日の17時00分

# ③名証ホームページ等における公衆縦覧

TDnet から提出された独立役員届出書は、名証の担当者の提出完了のための処理の後、指定された時刻で上場会社 DBS (TDnet データベースサービス) に公開されます。また、登録日の翌営業日に名証ホームページ上の「上場銘柄情報」において公開されます。